



さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7月 9日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市条例第59号

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 動物の適正な取扱い（第7条—<u>第9条の2</u>）</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>第7章 罰則（第26条—<u>第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の<u>保全上の支障を防止し、もって人と動物との調和の取れた共生社会の実現に資することを目的とする。</u></p> <p><u>（多数の動物の飼養に係る届出）</u></p> <p>第9条の2 <u>犬又は猫（生後90日以内のものを除く。）その他の規則で定める動物（以下この項及び第3項において「対象動物」という。）の飼い主は、当該対象動物の数が一の飼養施設等（施設若しくは飼養の用に供する建物（これらの敷地を含む。）又は飼養の用に供する土地（施設又は飼養の用に供する建物の敷地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において規則で定める数以上となったときは、その日から30日以内に、当該飼養施設等ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、法第10条第1項の登録を受けた者又は法第24条の2の規定による届出をした者その他規則で定める者は、この限りでない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 動物の適正な取扱い（第7条—<u>第9条</u>）</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>第7章 罰則（第26条—<u>第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和の取れた共生社会の実現に資することを目的とする。</p>

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 飼養施設等の所在地

(3) 飼養する対象動物の種類及び数

(4) 飼養施設等の構造及び規模

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る対象動物の数が同項の規則で定める数未満となったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 [略]

(放し飼い犬等の掃討)

第14条 市長は、放し飼い犬等がある場合において、その放し飼い犬等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するために緊急の必要があり、かつ、第10条第1項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用し、これを掃討することができる。この場合において、市長は、その区域内及びその付近の住民に対して、放し飼い犬等に薬物を使用して掃討する旨を周知しなければならない。

2 前項の規定による掃討の方法及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

3 市長は、第1項の規定による掃討の実施について必要があるときは、県知事及び隣接市の長に対し協力を求めることができる。

(過料)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 第9条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条の2第3項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者

別表 (第24条関係)

事務の種類	手数料の額
1 法第10条第1項の規定による <u>第一種動物取扱業</u> の	[略]

第3章 [略]

(放し飼い犬等の掃とう)

第14条 市長は、放し飼い犬等がある場合において、その放し飼い犬等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するために緊急の必要があり、かつ、第10条第1項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用し、これを掃とうすることができる。この場合において、市長は、その区域内及びその付近の住民に対して、放し飼い犬等に薬物を使用して掃とうする旨を周知しなければならない。

2 前項の規定による掃とうの方法及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

3 市長は、第1項の規定による掃とうの実施について必要があるときは、県知事及び隣接市町の長に対し協力を求めることができる。

別表 (第24条関係)

事務の種類	手数料の額
1 法第10条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の登録の	[略]

登録の申請に対する審査		申請に対する審査	
2 法第13条第1項の規定による <u>第一種動物取扱業</u> の登録の更新の申請に対する審査		2 法第13条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の登録の更新の申請に対する審査	
3～10 [略]		3～10 [略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第14条並びに別表1の項及び2の項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第9条の2第1項の規定は、この条例の施行の際現に同項に規定する対象動物を一の同項に規定する飼養施設等において同項の規則で定める数以上飼養している飼い主についても適用する。この場合において、同項中「となったときは、その日から30日以内」とあるのは、「であるときは、平成26年10月31日まで」とする。